

MMPI商標事件 ～商標法26条1項3号に基づいて商標権の効力が 及ばないとされた事例～

知財高判令和2年6月24日（令和元年（ネ）第10069号）
原審 東京地判令和元年10月2日（平成29年（ワ）第38481号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
室谷法律事務所
弁護士 室谷 和彦

第1 事案

1 概要

本件は、X（原告・控訴人）が、Y（被告・被控訴人）は、Xが商標権を有する登録商標に類似する標章を指定役務に使用して上記商標権を侵害していると主張して、被告各商品の譲渡等の差止め・廃棄を求めた事案である。

2 原告の商標権

Xは、以下の登録商標（以下「本件商標」という。）に係る商標権（以下「本件商標権」という。）を有している。¹

登録番号：第5665842号

出願日：平成25年7月18日

登録日：平成26年4月25日

登録商標：MMPI（標準文字）

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分：第44類 心理検査

3 MMPIについて

「MMPI」は、「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録 以

¹ 本件商標権は、令和2年4月23日付け無効審決の確定により、同年6月8日、権利消滅している（詳細について第5 無効審判）。

下「本件心理検査」という。)の略語である。本件心理検査は、1940年代に米国ミネソタ大学の心理学者ハサウェイと精神医学者マッキンレーにより開発された、質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査である。

本件心理検査は、英文の566項目の質問項目(うち16項目は重複)から構成され、被験者の回答から、妥当性尺度により被験者の受検態度の偏りを検出し、臨床尺度(心気症、抑うつ、ヒステリー等の尺度)によりパーソナリティ特徴を解釈し、判定するものである。

本件心理検査は、世界90か国以上で翻訳・標準化され、使用されている。この標準化とは、米国の社会、文化、風土、国民性等に基づいて作成された本件心理検査について、各国の社会、文化、風土、国民性等に合わせて英文の質問項目の翻訳等をした上で、当該国内での一定数のサンプル検査を行い、データを集積して、分析・解釈し、当該国向けの測定値(得点)を解析する尺度・判定基準等を作成することを意味する。

4 Xによる本件心理検査の日本語版の販売等

Xは、昭和38年(1963年)に、本件心理検査の日本版である原告版の質問票(質問用紙)を出版し、それ以降、独自の採点盤、回答用紙、質問カードなどを開発、販売し、昭和48年(1973年)4月からは、コンピュータを利用した採点サービスも行ってきたが、その際、「MMPI」との標章を用いてきた。

5 Yの行為

Yは、平成29年4月1日から、心理テスト質問用紙(被告商品1)、回答用紙(マークカード)(被告商品2)、自動診断システム(パソコン用ソフトウェア)(被告商品3 以下「被告ソフト」という。)並びに「MMPI-1」等の性格検査の解説書であるハンドブックの出版・販売を開始した。²

また、Yは、自治体や企業等が採用試験等に用いた回答用紙を解析し、自治体等に検査結果を伝える診断解釈サービス(以下「被告サービス」という。)を行っており、被告ウェブサイト上には被告各商品や被告サービス等に関する広告を掲載している。

なお、被告各商品等は、本件心理検査のミネソタ大学版について、原告版とは異なる翻訳及び標準化を行って作成されたものである。

6 Yが使用する標章

Yは、被告各商品及び被告サービスに、下表のとおり、被告各標章を付した。

2 被告各商品の使用方法

被告各商品の購入者は、質問用紙(被告商品1)及び回答用紙(被告商品2)を用いて被験者に回答させ、被告ソフトをインストールしたパソコンにカードリーダーを接続して回答済みの被告回答用紙を読み込ませ、被告ソフトによる自動診断結果を得ることができるほか、回答済みの被告回答用紙をYに送付して被告診断結果書の返送を受ける被告サービスを利用することができる。また、被告ソフトの購入者は、被告質問用紙及び被告回答用紙を用いることなく、パソコンで被告ソフトを起動し、被験者にパソコンの画面を見ながら回答させて、自動診断結果を得ることもできる。